

エコマーク商品類型 No.123「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.18」認定基準書
 分類 D-5 ～高速シートシャッター～

(公財)日本環境協会
 エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、2002年4月20日制定のエコマーク商品類型 No.123「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、従来より推奨してきた再生材料を使用した製品にとどまらず、有害化学物質の使用抑制、省エネルギーといった観点など、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

社会状況においても、循環型社会形成推進基本法ならびにグリーン購入法などが制定され、建設業界は、標準的な指針などとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」（2002年7月）を作成し、より積極的な環境保全活動を推進する取組みを示している。このような状況を踏まえ、エコマークでは引き続き建築製品について採り上げ、環境に配慮した建築製品の普及推進を図る。

2. 適用範囲

高速シートシャッター

3. 用語の定義

高速シートシャッター	主に工場・倉庫などの車・フォークリフト・搬送者・人などが出入りする建築物内外の開口部に設置される産業用シャッターで、カーテン部分がシート主体に構成され、高速高頻度で上下に開放・閉鎖するシャッター。防寒、防塵および防虫の機能を有する。
------------	--

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、高速かつ高頻度な開閉が可能な構造により、温度差や風などによる開口部からの空気の流出入量を最小限に抑えられること。製品の開閉速度は0.5m/s以上、開閉頻度の仕様は60回/h以上であること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、仕様が明記された設計書やカタ

ログなどを提出すること。

- (2) 製品の閉鎖時の開口部からの熱損失が少ないこと。製品の気密性能は、JIS A4702（ドアセット）に定める気密性等級の A-1 等級に適合すること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、試験結果など気密性等級を証明する資料を提出すること。

- (3) 製品の主要構造部品のプラスチック部分（電装部品を除く）は、重金属など有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年、環境省令第 29 号）別表第四に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する溶出量基準に適合すること。または、ポリマー及び添加剤が、業界自主基準などによって定められたポジティブリストに従っていること。

【証明方法】

製品からの当該物質の溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果、またはポジティブリストに従っていることの証明書を提出すること。当該物質を含有しないことが明らかな材料については、材料事業者または申込者による当該物質を含有しないことの証明でも可とする。

- (4) 製品の保守点検を請け負う体制を整えていること。また、シートなどの定期交換部品は、回収した後に可能な限りマテリアルリサイクル・再資源化を行い、再資源化できない部分は適正な方法で処理・処分すること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、保守点検の内容について資料を提出すること。また、申込製品の定期交換部品について、部品名、材質、交換時期目安、回収後の処理・処分の内容を説明する資料を提出すること。

- (5) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルの見本を提出すること。施工からリサイクルまでのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

- (6) 製品に難燃剤を使用する場合には、PBB（ポリ臭化ビフェニール）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10～13、含有塩素濃

度が 50%以上) を処方構成成分として添加しないこと。

抗菌剤については可能な限り使用のないこと。使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基準使用登録制度等の認証を受けていること。

【証明方法】

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。抗菌剤を使用している場合には、認証書の写しを提出すること。

- (7) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)
 - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (8) 品質は、該当する JIS 規格および高速シートシャッター技術標準（日本シャッター・ドア協会策定）に適合していること。

【証明方法】

申込者は、該当する JIS 規格および高速シートシャッター技術標準に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は、ブランド名毎とする。色、寸法の大小による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク (英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2007年5月5日	制定(Version2.0)
2010年7月1日	改定(分類D-5の追加 Version2.8)
2011年3月1日	改定(5.(2)version2.9)
2012年6月15日	改定(5.(3)削除、4-1.(6)追加 version2.12)
2016年3月15日	有効期限延長
2019年4月1日	改定(5.(2)マーク表示)
2021年3月1日	改定(JIS名称変更:C-4断熱材 Version2.16)、有効期限延長
2023年2月1日	改定(プラスチック添加物、ハロゲン、抗菌剤に関する変更 Version2.17)
2023年9月1日	改定(VOC放散速度基準値(キシレン)変更、JIS名称変更:C-2 畳 Version2.18)
2027年12月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。